

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の

公布について（通知）

計 13 枚（本紙を除く）

Vol. 1391

令和7年6月4日

厚生労働省老健局介護保険計画課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 2260,2164)

FAX : 03-3503-2167

老発 0604 第3号
令和7年6月4日

各 都道府県知事 殿
市 町 村 長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について（通知）

本日付けで下記政令等（①～③）が別添のとおり公布され、本年8月1日から施行することとされたところです。

- ① 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第203号）
- ② 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第65号）
- ③ 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額等の一部を改正する告示（令和7年厚生労働省告示第177号）

これらの改正の趣旨及び改正の内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願ひいたします。

記

第1 改正の趣旨

1. 高額介護（予防）サービス費の支給における所得区分の見直しについて
介護保険の高額介護（予防）サービス費（介護保険法（平成9年法律第123号）第51条第1項及び第61条第1項に規定する高額介護（予防）サービス費をいう。以下同じ。）に関する自己負担については、それぞれ政令において、所得区分に応じた負担上限月額が定められている。

介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）に定める高額介護（予防）サービス費に係る負担上限月額の所得区分については、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額との合計額が80万円以下であることが基準の一部として設けられているところ、令和6年の国民年金法（昭和34年法律第141号）第27条に規定す

る老齢基礎年金(満額)(20~60歳になるまでの保険料を全額納めた際の年金額をいう。以下同じ。)が80万円を超えることを踏まえ、低所得者の自己負担に影響が出ないよう、必要な改正を行うもの。

2. 特定入所者介護（予防）サービス費の支給並びに食費及び居住費の負担限度額の設定に係る所得区分の見直しについて

介護保険施設における食費及び居住費の助成である特定入所者介護（予防）サービス費（介護保険法第51条の3第1項及び第61条の3第1項に規定する特定入所者介護（予防）サービス費。以下「補足給付」という。）は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の5、第97条の3及び第172条の2に規定する所得区分に該当する等の要件を満たす、要介護被保険者及び居宅要支援被保険者が対象とされており、食費及び居住費それぞれについて、基準費用額（食事の提供又は居住に要する平均的な費用の額等を勘案して厚生労働大臣が定める額をいう。）から負担限度額（平均的な家計における食費の状況及び特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額をいう。以下同じ。）を差し引いた額が支給される。

補足給付の支給並びに食費及び居住費の負担限度額の設定に係る所得区分については、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額との合計額が80万円以下であることが基準の一部として設けられているところ、令和6年の国民年金法第27条に規定する老齢基礎年金（満額）が80万円を超えることを踏まえ、低所得者の自己負担に影響が出ないよう、必要な改正を行うもの。

第2 改正の内容

1. 高額介護（予防）サービス費の支給における所得区分の見直しについて

高額介護（予防）サービス費の支給における所得区分の基準の一部について、80万円から80.9万円に見直すこととする。（施行令第22条の2の2及び第29条の2の2関係）

2. 補足給付の支給並びに食費及び居住費の負担限度額の設定に係る所得区分の見直しについて

補足給付の支給並びに食費及び居住費の負担限度額の設定に係る所得区分の基準の一部について、80万円から80.9万円に見直すこととする。（施行規則第83条の5、第97条の3及び第172条の2並びに介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第413号）並びに介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第414号）並びに介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（平成17年厚生労働省告示第417号）並びに介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（平成17年厚生労働省告示第418号）関係）

第3 施行期日

令和7年8月1日

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年六月四日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第二百三号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百五十五条第二項（同法第一百五十五条の二第三項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第八十三条第二項（同法第八十四条第二項において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第一百九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十四条第二項（同法第八十五条第二項において準用する場合を含む。）並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条第二項及び第六十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令等の一部改正）

第一条 次に掲げる政令の規定中「八十万円」を「八十万六千七百円」に改める。

一 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十二条第三項第六号

二 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第九条第三項第六号

三 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の三第四項第六号

四 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十五条第一項第六号

（介護保険法施行令の一部改正）

第二条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の二の二第九項中「八十万円」を「八十万九千円」に改める。

第二十二条の三第七項第一号へ中「各種所得金額」を「各種所得の金額」に改める。

第二十九条の二の二第九項中「八十万円」を「八十万九千円」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和七年八月一日から施行する。ただし、第二条中介護保険法施行令第二十二条の三第七項第二号への改正規定並びに附則第三条、第五条、第七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

	改	正	後
(法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者)			
第八十三条の五 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。			
一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となつた場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第			
	改	正	前
(法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者)			
第八十三条の五 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。			
一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となつた場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第			
			(傍線部分は改正部分)

○厚生労働省令第六十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項並びに介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月四日

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のよう改定する。

厚生労働大臣 福岡 資磨

三十一号) 第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ。)が特定介護サービス(法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合は、前年度)分の地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第九十七条の三において同じ。)が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。同条において同じ。)であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第一条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額(第九十七条の三第一号において「現金等」という。)が、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの

イ (略)

ロ 第一号被保険者であつて、公的年金等の収入金額等が八十万九千円を超える百二十万円以下である場合 千五百五十万円(当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、五百百五十万円)

ハ 第一号被保険者であつて、公的年金等の収入金額等が八十万九千円以下である場合 六百五十万円(当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、六百五十万円)

二・ホ (略)

二・三 (略)

四 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であつて、その属する世帯の構成員の数(その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数)が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下の号において同じ。)並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前の年合計所得金額から高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十(法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあっては八十分の二十、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の三十)を乗じて得た額(高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。)の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万九千円以下であること。

ロ ホ (略)

三十一号) 第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ。)が特定介護サービス(法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合は、前年度)分の地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第九十七条の三において同じ。)が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。同条において同じ。)であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第一条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額(第九十七条の三第一号において「現金等」という。)が、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの

イ (略)

ロ 第一号被保険者であつて、公的年金等の収入金額等が八十万円を超える百二十万円以下である場合 千五百五十万円(当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、五百五百五十万円)

ハ 第一号被保険者であつて、公的年金等の収入金額等が八十万円以下である場合 六百五十万円(当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、六百五十万円)

二・ホ (略)

二・三 (略)

四 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であつて、その属する世帯の構成員の数(その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数)が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下の号において同じ。)並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前の年合計所得金額から高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十(法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあっては八十分の二十、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の三十)を乗じて得た額(高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。)の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万円以下であること。

ロ ホ (略)

(法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者)

第九十七条の三 法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅支援被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。

その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者が特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護予防サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合は、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村民税で定めるところにより当該市町村民税が免除された者であり、かつ、当該居宅要支援被保険者及びその者の配偶者が所有する現金等が、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの。

□ 第一号被保険者であつて、公的年金等の収入金額等が八十万九千円を超えて一百二十万円以下である場合 千五百五十万円(当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合にあつては、

ハ 第一号被保険者であつて、公的年金等の収入金額等が八十万九千円以下である場合
千

六百五十一万日（三語局三重）扶桑住隠者に酒仙者たるい場合はあつては

二三〇

(施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者)

第一百七十二条の二 第八十三条の五、第八十三条の六（第一項第六号を除く。）、第八十三条の七及び第八十三条の八の規定は、施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者（同条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十三条の五

(略)

(略)

(略)

(略)

<p>第九十七条の三において同じ。) が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者(当該市町村民税の賦課期日ににおいて同法の施行地に住所を有しない者を除く。) が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者(当該市町村民税の賦課期日ににおいて同法の施行地に住所を有しない者を除く。)</p>	(略)
<p>同じ。) であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二</p>	

（法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者第九十七条の三 法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要

第九十七条の三 法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。

第一号被保険者であつて、公的年金等の収入金額等が八十万円を超えて百二十万円以下である場合 千五百五十万円（当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合には、五

ハ 第一号被保険者であつて、公的年金等の収入金額等が八十万円以下である場合 千六百

五ノ刀日（三語居三事）
五ノ刀日（三語居三事）

• 三

(施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者)

第一百七十二条の二 第八十三条の五、第八十三条の六（第一項第六号を除く。）、第八十三条の七及び第八十三条の八の規定は、施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者（同条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十三条の五

(略)

(略)

<p>第九十七条の三において同じ。）が課されていない者又は市町の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日ににおいて同法の施行地に住所を有しない者を除く。）</p> <p>（略）</p>	<p>）が課されていない者又は市町の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日ににおいて同法の施行地に住所を有しない者を除く。）</p> <p>（略）</p>
<p>同じ。）であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二</p>	<p>村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日ににおいて同法の施行地に住所を有しない者を除く。）</p> <p>（略）</p>

(略)
第九十七条の三において同じ。)が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者(当該市町村民税の賦課期日ににおいて同法の施行地に住所を有しない者を除く。同条において同じ)であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三

			条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合 同運用信託、同項第十五号の三 に規定する公募公社債等運用投 資信託及び同項第十七号に規定 する有価証券その他これらに類 する資産の合計額として市町村 長が認定した額（第九十七条の 三第一号において「現金等」と いう）が、次のイからホまでに 掲げる区分に応じ、当該イから ホまでに定める額以下であるも のの イ (略) ロ 第一号被保険者であつて、 公的年金等の収入金額等が八 十万九千円を超える百二十万円 以下である場合 千五百五十 万円（当該要介護被保険者に 配偶者がない場合にあつて は、五百五十万円） ハ 第一号被保険者であつて、 公的年金等の収入金額等が八 十万九千円以下である場合 千六百五十万円（当該要介護 被保険者に配偶者がない場合 にあつては、六百五十万円）
(略)	(略)	二・ホ (略)	
(略)	(略)		

	(略)	
(略)	(略)	<p>条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合 同運用信託、同項第十五号の三 に規定する公募公社債等運用投 資信託及び同項第十七号に規定 する有価証券その他これらに類 する資産の合計額として市町村 長が認定した額（第九十七条の 三第一号において「現金等」と いう。）が、次のイからホまでに 掲げる区分に応じ、当該イから ホまでに定める額以下であるも のの イ (略) ロ 第一号被保険者であつて、 公的年金等の収入金額等が八 十万円を超えて百二十万円以下 である場合 千五百五十万円 （当該要介護被保険者に配偶 者がない場合にあつては、五 百五十万円） ハ 第一号被保険者であつて、 公的年金等の収入金額等が八 十万円以下である場合 千六 百五十万円（当該要介護被保 険者に配偶者がない場合に あつては、六百五十万円） ニ・ホ (略) </p>
(略)	(略)	

第二条 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十四号）の一部を次のように改正する。

(略)	二 イ ハ ホ	要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の区分	改 正 後
(略)	一 ロ 二 ハ ホ	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第一号に規定する滞在費の負担限度額（以下「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	(略)
(略)	一 ロ 二 ハ ホ	居室等の区分	額
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	二 イ ハ ホ	要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の区分	改 正 前
(略)	一 ロ 二 ハ ホ	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（以下「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	(略)
(略)	一 ロ 二 ハ ホ	居室等の区分	額
(略)	(略)	(略)	(略)

(傍線部分は改正部分)

(介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額の一部改正)
第三条 介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額(平成十七年厚生労働省告示第四百十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

区分	改	正	後
介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。)第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額(以下「食費の特定負担限度額」という。)は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	(略)	(略)	(略)
区分	改	正	前
介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。)第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額(以下「食費の特定負担限度額」という。)は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	(略)	(略)	(略)

(介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の一部改正)

区分	改	正	後
介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。)第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額(以下「居住費の特定負担限度額」という。)は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	(略)	(略)	(略)
区分	改	正	前
介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。)第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額(以下「居住費の特定負担限度額」という。)は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	(略)	(略)	(略)

(介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額(平成十七年厚生労働省告示第四百十八号)の一部を次の表のように改正する。

区分	改	正	前
介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。)第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額(以下「居住費の特定負担限度額」という。)は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	(略)	(略)	(略)
区分	改	正	前
介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。)第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額(以下「居住費の特定負担限度額」という。)は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	(略)	(略)	(略)

(傍線部分は改正部分)

四 附 則	(略)	(略)	特定旧措置入所者であつて、次のいずれかに該当するもの
			イ 施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、公的年金等の収入金額等の合計額が八十万九千円以下であるもの
	口 (略)	(略)	特定旧措置入所者であつて、次のいずれかに該当するもの
	(略)	(略)	イ 施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、公的年金等の収入金額等の合計額が八十万円以下であるもの
	(略)	(略)	特定旧措置入所者であつて、次のいずれかに該当するもの
	(略)	(略)	イ 施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の三第一項各号に規定する特定介護サービス及び同法第六十二条の三第一項各号に規定する特定介護予防サービス(以下この項において「特定介護サービス等」という。)が行われた月が令和七年八月以後の場合における同法の規定による特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給(以下この項において「特定入所者介護サービス費等の支給」という。)について適用し、要介護被保険者等が受ける特定介護サービス等の支給については、なお従前の例による。
	(略)	(略)	特定旧措置入所者であつて、次のいずれかに該当するもの
	(略)	(略)	イ 施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の三第一項各号に規定する特定介護サービス及び同法第六十二条の三第一項各号に規定する特定介護予防サービス(以下この項において「特定介護サービス等」という。)が行われた月が令和七年八月以後の場合における同法の規定による特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給(以下この項において「特定入所者介護サービス費等の支給」という。)について適用し、要介護被保険者等が受ける特定介護サービス等の支給については、なお従前の例による。